

上越教育大学と江戸川大学における上越教育大学大学院学校教育研究科  
への学生受入れ及び学生支援に関する覚書

上越教育大学（以下「甲」という。）と江戸川大学（以下「乙」という。）との間で締結された「上越教育大学と江戸川大学との連携・協力に関する協定書」（2023年6月22日。以下「協定書」という。）第2条第1号に基づき、乙に所属する学生で教職への意欲と適性を有すると認められる者に対して、甲の大学院学校教育研究科での学修の機会を提供することに関して、以下のとおり覚書を締結する。

第1 乙は、甲との友好的な協力関係の下に確かな実践力を備え、我が国の教育を担う中核的・指導的な教員を養成するため、甲の大学院学校教育研究科進学への強い熱意を有し、かつ、学業成績及び人物ともに優れる学生に対し、甲が定める「機関長推薦書」を学長名により作成するものとする。

第2 乙が「機関長推薦書」を作成する学生の員数は、年度ごとに若干人とし、甲は、この範囲内で入学を認めるものとする。

第3 出願手続及び入試方法は、当該年度の「上越教育大学大学院学校教育研究科学生募集要項」によるものとし、筆記試験の免除及び入学料の半額を免除する。

第4 合格者が甲の設置する学生宿舎への入居を希望する場合には、優先的に入居を認めるものとする。

第5 本覚書に定める事項について疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第6 本覚書の有効期間は、協定書第5条の定めるところによる。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自が1通を保有するものとする。

2023年6月22日

上越教育大学

学長

林 泰成



江戸川大学

学長

小口 彦太

